



研究奨励事業
研究報告

蘇我氏と日本の古代
「日本書紀」の記載の検討

水谷 千秋

北九州市立
松本清張記念館

蘇我氏と日本の古代

「日本書紀」の記載の検討

水谷 千秋

本書紀は蘇我氏を「逆賊」として描写した。また聖徳太子（厩戸皇子）を聖人として描く一方で、蘇我馬子の業績を過小に記録したきらいがある。しかし蘇我氏の実像は、日本古代史における最大の豪族であり、大和政権の発展に最も大きく寄与した豪族である。また、この氏が仏教の伝来と興隆に主導的な役割を果たしたことを見逃せない。蘇我氏なくして日本の古代史はありえないといっていいであろう。

序 松本清張と蘇我氏

第一章 乙巳の変をめぐる研究動向

第二章 蘇我氏の出自・本貫と国際性

第三章 蘇我氏の盛衰とその背景

序 松本清張と蘇我氏

この点、松本清張は、蘇我氏の重要性について早くから見抜く慧眼があった。「敏達朝から皇極朝までの七十年の政治は、すべて蘇我氏の執政によつて行われたといつてもいい。馬子が大連物部守屋を河内国に攻めて殺してから以後、大連を置かず、かれ一人大臣として長期政権を担当した。まさに馬子は天皇代行であつた。むしろ「事實上の天皇」に近かつた。」⁽³⁾とさえ言つてゐる。

蘇我氏の研究が古代史学界において本格的に始まつたのは昭和二九年ころからで、それもしばらくは日野昭というひとりの研究者が積み上げた堅実な分析があるばかりであった。この日野昭氏の他には、蘇我氏を専門分野とする研究者はいなかつた。この点をとらえて、松本清張は以下のように記している。

故松本清張が並々ならぬ精力を注ぎ込んでとりくんだ實にさまざまな知的探求のひとつに、古代史の世界がある。『古代史疑』⁽¹⁾に始まつて『清張通史』全六巻⁽²⁾に至るその古代史研究は、小説の素材としての関心の枠をはるかに越えるもので、その史実への肉薄ぶりは学界へ真剣に投げかけられた研究であつた。また積極的にシンポジウムの司会などを担当し、第一線の研究者に交じつて学問の発展・啓蒙に尽くした。

なかでも彼がとくに大きな関心を寄せたのが、蘇我氏である。蘇我氏は日本の歴史において一貫して「逆賊」として扱われてきた。その淵源は『日本書紀』の記述にある。蘇我本宗家を滅ぼした「大化の革新」を正当化するため、『日

本書紀の没後十年を越え、蘇我氏の研究はその後ずいぶん進展した。今では多くの研究者がこの氏の重要性を認識している。しかし一般には今もなお逆賊といったイメージが強いのも否定できない。こうした誤解を解くうえでも、着実な史料分析のうえに、公正な視点で蘇我氏の実態解明を進めていく必要があ

あるであろう。くりかえすように、蘇我氏なくして日本の古代史はありえないものである。

本稿が関心をもつのは、こうした改革が実行されるに先立つて、なぜ蘇我氏（蝦夷・入鹿）が滅ぼされなければならなかつたのか、という問題である。

第一章 乙巳の変をめぐる研究動向

第一節 石母田正の大化改新論

『日本書紀』皇極天皇四年六月条に、蘇我入鹿が大極殿において天皇の目前で殺害され、続いてその父の大臣蝦夷も死んだ事件が記述されている。いわゆる乙巳の変である。このクーデター後、皇極女帝は譲位し、孝德天皇が即位、中大兄皇子が皇太子となつた。新たに左大臣・右大臣が置かれ、内臣に中臣鎌足、国博士に僧旻と高向玄理が就任した。翌年には、改新の詔が発せられ、律令国家の建設が始まつたとされている。

この大化改新に関する研究は、その否定論⁽⁵⁾も含めてこれまで汗牛充棟といつてほどに蓄積されている。ここに屋上屋を重ねてその研究史を要約することはしないが、皇極四年に蘇我蝦夷・入鹿父子が滅ぼされ、政権中枢が一新したことまでは、すべての論者が一致しているところである。

そしてこのクーデター後に少なくとも以下のような改革が行われたことも、近年の研究でほぼ確認されているといえよう⁽⁶⁾。それは、評制の施行、冠位

の改定、難波宮遷都、官制の改革等である。一方、『日本書紀』には記されながら、その史実性に疑問がもたれているのは、戸籍・計帳の作成、班田制の実施、郡司の設置等である。部民制の廃止、畿内制の成立については賛否両論あるものの、おおよそ史実と認めてよいと筆者は考えている。

の権力集中があつたことを指摘する。第一の型は、百濟の義慈王にみられる、国王が専制君主的性格を帶びるあり方。第二は、高句麗の大臣泉蓋蘇文による專制である。六四二年、泉蓋蘇文は国王を殺して新しく傀儡の宝藏王を擁立し、諸大臣以下百余名を慘殺して自ら軍事独裁を布いた。第三が、女帝を有力王族が補佐し、貴族の首長による評議が重要な役割を果たす新羅の型である。

百濟・高句麗・新羅にみられるこの三類型の権力集中は、それぞれ当時の緊迫した國際情勢に対応するために図られたもので、同時期の日本の国制の推移もそのひとつとしてとらえなければならない。石母田氏は主張する。すなわち、推古朝の推古天皇—聖德太子—蘇我馬子という体制は、新羅の善徳女王—乙祭—閼川、また真徳女王—金春秋—金庾信という体制の先駆を為すものといえ、のちの齊明（または孝徳）—中大兄皇子—中臣鎌足の体制につながるものとされる。そして、蘇我入鹿がところとした蘇我氏による専制支配という形による権力集中は、高句麗型のそれと共通するものであったという。

六四三年、入鹿が山背大兄王の一族を滅ぼしたとき、当時の群卿・大夫層にとって、それは王を殺し、大臣百名以上を慘殺した高句麗型専制の到来を予告したものと受け取られ、「一般的恐怖状態をもたらした」。かかる「大臣個人によるむきだしの専制支配の道」からの活路として、大化改新的核となる勢力が形成されたのである、と石母田氏はいう。

同氏は、從来の蘇我氏の対外政策が行きづまりを見せていたことも指摘する。これによると、推古朝以来の外交政策には二つの方式があった。一つは、蘇我氏が推進する親百濟・反新羅方式で、もうひとつが聖徳太子によつて進められた親新羅・反百濟的方式である。蘇我氏のとる親百濟・反新羅政策は、具体的には任那を新羅からとりあげて百濟に返付する方策であるが、これは一応皇極

朝に実現をみた。しかしそれは倭国側の援助の結果ではなく、百濟の対新羅侵攻の結果であつて、百濟が自力で任那を取り戻したのが実態であつた。その結果倭国に対する百濟の地位は強化され、両国間の関係は不調に陥つた。

対唐関係においても、蘇我氏の政策は行き詰まりをみせていると石母田氏はいう。六三一年、倭国が初の遣唐使を派遣した返礼に、唐使高表仁が来朝した。しかし『旧唐書』倭国伝によると、彼は倭国の「王子と礼を争い」、「朝命を宣べずして還」つたという。以来、大化革新後まで遣唐使は途絶えており、この事件によつて対唐関係は不調に陥つたと推定される。石母田氏はこの「王子」を、入鹿ではなかつたかとみている。国政を掌握する蝦夷の子を唐側が「王子」と誤認することはありえるというのである。

これらから同氏は、「蘇我氏専制という形における支配階級の権力集中が、唐および朝鮮にたいする外交の行き詰まり、離反、停滞をもたらした」とし、「それが蘇我氏方式自体のせまさ、閉鎖性に由来しているかぎり、その打倒なくしては、東アジアの新しい段階に対応し得ないことは、当時の群卿・大夫層においても広く認識されていたであろう。」と述べている。そして外交における親百濟の「蘇我方式」を捨てて、「新羅を媒介として唐と結ぶ太子方式を發展させる」ことが、改新政權の課題であつたとするのである。

さらに石母田氏は、国内においても從前の支配体制が行き詰まつていたことを主張している。同氏は、大化前代の支配体制を王民制とよんでいるが、それは各氏族ごとの重層的なタテ割りの支配であつた。各氏族が所有するカキ（部曲・民部）は、同時に王権に隸属し奉仕する「部」でもあり、まだ大王の下に一元的な君臣関係が成立する段階には至つていなかつた。

こうした王民制が人民の地域的編成の確立をめざす政策へと転換するには、

自然発生的な発展だけではなく、ある時期に「編成原理の転換」が行われたとみるべきであつて、それが「大化改新」である、と石母田氏はいう。こうした

転換が行われた背景には、王民制の発展によつて氏姓が複雑化して、その秩序としての機能が失われ混乱してきたこと、また各氏族がカキ（部曲・民部）を私有化し、私民として隸属させていく傾向があつたことの一^点をあげている。推古朝に最盛期を迎えた王民制が、これ以後はそれ自身の抱える矛盾によつて解体の方向に向かつていつたことに改新の国内要因があつたと、石母田氏は考えているのであろう。

『日本の古代国家』にまとめられた石母田氏の見解を縷述したのは、この見方が今も多くの研究者に受け入れられているからである。氏は、大化改新～蘇我蝦夷・入鹿滅亡の要因を明確に描き出した。要約するならば、それは、(一)蘇我氏專制への反発、(二)蘇我氏の親百済外交の破綻、(三)国内支配体制としての王民制の行き詰まり、の三点といえる。たとえば、吉田孝『古代国家のあゆみ』⁽¹⁰⁾・『日本の誕生』⁽¹¹⁾、熊谷公勇『大王から天皇へ』⁽¹²⁾なども、ほとんどこの石母田氏の見解を踏襲している。

このように、今では通説といつていいほどに評価を得ている石母田氏の見解であるが、あらためて検討したとき、果たしてその根拠は十分なものであろうか。この点、筆者には必ずしも磐石な根拠があるようにはみえないものである。以下、この二点について検討していきたい。

第一節 石母田説の検討

第一に、蘇我入鹿による專制政治が当時の東アジア情勢に対応する權力集中

の三類型に該当すること、そしてその專制的な政治手法、とりわけ山背大兄王一族の討滅が、国内の恐怖・反発をよんだとする見解についてである。

この説の後段の入鹿の專制的手法が恐怖・反発をよんだとする点は、既往の

説と大きな相違はなく、『日本書紀』自体が述べているところでもある。新しいのは前段の部分で、入鹿の專制志向が当時の緊迫した國際情勢に対応したものであり、同様の權力集中が朝鮮三國でも起きていることを指摘した点は、石母田氏の創見といえる。『日本書紀』は入鹿をもっぱら逆臣として描くが、その專制政治が当時の國際情勢に対する危機感から生まれたものであったことを指摘した点は、筆者も高く評価したい。

問題は後段の部分である。まず疑問点として挙げられるのは、山背大兄王一族の殺害事件が、本当に『日本書紀』の記すように入鹿の獨斷専行で行われたのか、である。これについては、すでに亀井輝一郎氏によつて詳細な疑問が呈されている⁽¹³⁾。亀井氏はこの襲撃に加わったとされる人物に、大化五年に左大臣に任命された「巨勢徳太臣」や、同じ年右大臣に就任した「大伴馬甘連公」、また「輕王」のちの孝德天皇など、改新政權の主要メンバーが多く含まれている（『上宮太子伝補闕記』）ことを根拠に、この事件に中大兄皇子や中臣鎌足など、のちの大化改新勢力が関わっていたのではないかと推定した。

亀井氏は、舒明天皇崩後に皇極が即位したのは、山背大兄王の即位を阻止するためであるとし、この点では蘇我氏と非蘇我氏（のちの改新政力）の側とは利害が一致していたとする。蘇我氏は次期大王に馬子の娘婿の古人大兄皇子を推し、非蘇我系の勢力は中大兄皇子や輕皇子を推していたとみられるが、古人大兄も中大兄も舒明天皇の皇子という点では共通する。両者の利害は、山背大兄王の即位の排除という点ではとりあえず一致していたとみられるであろう。こ

の点、亀井氏の見解は妥当といえる。

このようにみていくと、山背大兄王一族の殺害事件は決して入鹿の独断専行で行われたのではなく、大伴氏・巨勢氏といった有力豪族や、輕皇子など諸王族の参加を得て実行された可能性の高いことが推察されるであろう。

『藤氏家伝』（『大織冠伝』）¹⁴⁾ の該当する所伝には、以下のようにある。

宗我入鹿、諸王子と共に謀りて上宮太子の男、山背大兄らを害さんと欲して曰く、「山背大兄、吾が家に生まるる所、明徳これ香り、聖化なお余る。岡本天皇（舒明）位を嗣がんとき、諸臣云々、舅甥に隙あり。亦、境部臣摩理勢を誅せらるによりて、怨望すでに深し。今まさに天子（舒明）崩殂して、皇后（皇極）朝に臨むも、心必ずしも安からず。焉くんぞ乱なきや。外甥の親を忍ばず、以つて國家の計を為さんや。」諸王然して諾く。但し、従はず

「外甥の親を忍ばず、以つて国家の計を為さんや。」という入鹿の構想が具体的に何であったのか、詳しい分析をしなければ、推察はむづかしい。しかし、

少なくとも入鹿の冷静な政治判断から決断されたようみえる。しかもこの謀議に「諸王子」も加わっているのである。それは決して入鹿の独断専行ではなかつた。

我々は、『日本書紀』を始めとする史書がいざれも大化改新後に作られたものであることを、あらためて想起しなければならない。入鹿の暴虐のふるまい

が反発をよび、大化革新の引き金になつたとする考え方は、戦前の坂本太郎氏をはじめ古くからあるが、そもそもこれは先に述べたように『日本書紀』自身の構想に他ならない。入鹿の專制を東アジアの権力集中の三類型に当てはめたところは、石母田氏の新機軸といえるが、考え方の枠組み自体は『日本書紀』

の蘇我氏逆賊史觀と大差ないのである。

考えてみれば、蘇我氏による天皇・王族の殺害は、山背大兄王のときが最初ではない。かつてにも馬子による崇峻天皇殺害事件があつたが、このときは事件後の朝廷内に大きな動搖があつたようには記されておらず、馬子のふるまいがことさら非難の対象となつた痕跡も見出せない。日野昭氏¹⁵⁾ も言うように、むしろこの事件によつてかえつて朝廷内の安定が取り戻されたといつていいくらいであつた。天皇殺害のときですらそつだつたのである。山背大兄王は、聖徳太子の長男たる有力な王族とはいつても無論天皇ではない。彼ら一族を殺害したというだけで、反蘇我氏のクーデターが惹き起こされるというのは、想像しにくいことであろう。

ただ石母田氏は、「しかし専制支配そのものは、その没落の原因とはならぬ。それが政策の破綻と結合したとき、はじめて没落は必然である。」として、蘇我氏の親百済方式の対外政策が破綻したことを、より直接的な蘇我氏没落の原因にあげる。

しかしこれもその根拠は必ずしも磐石とはいえず、むしろ不確かなどころが多い。まず本当に聖徳太子と大化政権の外交を親唐・親新羅方式、蘇我氏の外交を親百済方式といえるのかどうかである。これに対する反証はいくつか挙げられる。

ひとつは、推古十年一月に聖徳太子が同母弟の来日皇子を征新羅將軍として派遣していることである。結果的にはちょうど一年後に来日皇子が筑紫で亡くなつたために、派遣は果たせていない。すぐに異母弟の当麻皇子が後任に選ばれ出立したが、彼も妻舍人姫王の死がもとで帰つてしまふ。またこれに遡る推古八年一月には、境部臣を大將軍、穗積臣を副將軍とする「万余」の軍が渡海

し、新羅軍と戦闘に及んでいたと記されている。この前後に對新羅戰爭の方針があつたことは間違いない、ここに蘇我馬子だけでなく聖德太子の意思が含まれていることは確かであろう。この時期、聖德太子自身が對新羅戰争の方針に関与していたことは否定できない⁽¹⁶⁾。

また一般に遣隋使の派遣は、聖德太子の施策として知られているが、實際はそうはいいきれないことは、閻晃氏⁽¹⁷⁾によつて指摘されているところである。事実、『日本書紀』の当該記事を見ても、どこにも聖德太子の関与は記されていない。遣隋使派遣の記事は、「推古紀」十五年条に、

秋七月戊申朔庚戌、大礼小野妹子を大唐に遣はす。鞍作福利を以て通事と為す。

とある。小野妹子が特に聖德太子と親しかつたことを示す記事は、『日本書紀』や『上宮聖德法王帝説』などには見出すことができない。小野氏の本貫は近江であるから、琵琶湖の水上交通に長じていたことがこの人選の決め手になつてゐるのであろう。のちに同じ近江出身の犬上御田鉄が遣隋使に選ばれていることも、この推測を裏付ける。

通事を務めた鞍作福利は、蘇我氏の配下にいた渡來系豪族の出身である。このとき隋に出発した留学生も、多くは倭漢氏の管掌下に置かれていた新しい渡来の人々であった。これらは、遣隋使の派遣に蘇我氏が関与していたことの現われであろう。遣使が行なわれた推古十五年ころは聖德太子が最も活躍した時期にあたるので、彼がこれに関与した可能性は高いけれども、少なくともその主導権は蘇我馬子にあつたとみるべきであろう。

このときの遣使は、約三百五十年ぶりに中国を統一した隋への初の遣使という意味と、『隋書』倭國伝にあるように仏教・儒教などの受容のための留学

生・僧の派遣とに目的があつたとみられる。こうした目的に馬子が反対する理由はどこにもない。むしろ留学僧の派遣などは、當時の仏教を主導していたのが蘇我氏であることを想えれば、誰よりも蘇我氏にとつて歓迎すべき施策だったといえよう。聖德太子が親隋外交を推進したのに対して、蘇我馬子が反対の立場をとつたとする理解には確かな根拠がないのである。

唐使高表仁⁽¹⁸⁾と「礼を争」つて怒らせ、途中帰国させてしまったという「王子」を、石母田氏は入鹿ではなかつたかと推測する⁽¹⁹⁾。しかしこの「王子」は入鹿説⁽²⁰⁾は、蘇我氏＝百濟寄り、という先入観と、蘇我入鹿の横暴なイメージから来た思い込みにすぎず、さしたる根拠はない。「唐使が国政を掌握する蝦夷の子を唐側が「王子」と誤認することはあり得る」と氏はいうが、入鹿が政治の表舞台に現れるのは皇極朝からである（皇極紀元年正月条に、「大臣の児入鹿〔更の名鞍作〕自ら國の政を執りて威、父に勝れり。」とある）。これより九年も遡る舒明天皇四年の時点では、入鹿が「王子」と誤認されるほどの地位にあつたとは考えがたい。

この「王子」については、「王」が正しい可能性も指摘されており、詳しい検討を要する⁽²¹⁾。「王子」とすると、山背大兄王、古人大兄皇子、中大兄皇子らが候補として挙げられよう。しかし舒明天皇と王位を争つて敗れた山背大兄王が、唐使接待の儀式に同席し、かつ唐使との外交交渉に臨んだとは考えられないし、中大兄皇子は當時七歳であるから年齢的に不可能である。古人大兄皇子にしても、以下に述べるように當時まだ国政に参与するほどの年齢であつたとは考えがたいであろう。

古人大兄皇子の父、舒明天皇の年齢は『日本書紀』には記されていないが、『本朝皇胤紹運録』には四十九歳で没したとあり、この年齢は妥当なところと

いえる。古人大兄は舒明の長子であるから、仮に二十歳のときの子どもとしても、高表仁が来倭した舒明四年には二十歳前後でしかない。天皇や蘇我蝦夷らも列席するなかで、この年齢の古人大兄皇子に唐使と外交交渉をし、自らの判断で交渉を決裂するだけの権限があったとは考えられないであろう。となると「王子」のなかに適当な該当者は見出し難く、高表仁と「礼を争」ったのは、結局「王」つまり舒明天皇以外にはないようと思われるのである。

唐が建国された翌年（六一九年）、すぐ高句麗が遣使し、さらにその一年後に百濟・新羅が遣使したのと比べると、倭国唐への遣使はかなり遅れていた。六二三年（推古二年）に、惠日・惠斎ら在唐留学生の第一陣が帰国し、唐との国交樹立を進言したのも、祖国の遣使の遅れに業を煮やしていたからに違いない。しかし、これ以後も唐への遣使が促進された形跡はなく、六三〇年になつてようやく倭国は唐に初の遣使を行なつた。唐建国の十二年後である。当時の倭が唐との国交に消極的であったことは明白であろう。これは天皇も蘇我氏もなく、政府の一貫した外交基調であつたと思われる⁽²⁰⁾。

こうした経緯からすれば、高表仁と「王」あるいは「王子」との外交交渉が決裂したのは、決して偶発的なトラブルなどが原因ではなく、もともと不可避のことであつたといえるだろう。かつて隋に遣使し、八人の留学生を派遣したころの中国に対する熱意は、このころには随分冷めてしまつていたのである。その原因となつたのが、小野妹子の派遣から六年後の推古二年（六一四年）に派遣された遣隋使であつたと考えられる。当時の隋は国内が混乱しており（滅亡の四年前）、そのため犬上御田鉄ら使者は、隋都まで達することなく帰国したとみられている。使者は擾乱した隋の様子を奏上したに違いなく、これが以後の「中国離れ」を招いたのであろう。

以上に縷々述べたように、推古朝後半に始まる対隋唐消極外交は、決して蘇我氏主導の政策だったわけではなく、当時の政府全体のほぼ一致した基調だつたわけである。

石母田氏はまた、改新後、親百濟・反新羅の蘇我方式の外交から親唐・新羅の外交へと転換したと説くが、実態は必ずしもそうはいえないことが、近年の研究で指摘されている⁽²¹⁾。これらからしても、外交政策の対立が大化改新的主要原因とは考えにくいであろう。

石母田氏は、蘇我氏が打倒された要因として、王民制に基づく国内支配体制の行き詰まりをも主張している。これらの問題については、その後の鎌田元氏⁽²²⁾らの研究によつて、多くが明らかになつた。以下、主に鎌田氏の著述によりながら、部民制から屯倉制、さらに公民制への展開過程を簡単に説明していきたい。

鎌田氏によると、公民制の歴史的的前提となつたのは、部民制と屯倉制で、とにかく部民制が屯倉制の原理の上に止揚されたところに、公民制が成立したとされる。このうち部民制（部の制度）は、固有のトモ（伴）の制度を基礎として形成されたもので、六世紀初頭ころに百濟の制度の影響を受けて、「トモ」を「部」と表記するよくなつた。この部民制は、「王権に従属する中央・地方の諸豪族が王権の承認のもとに、一定範囲の人民を所有し、それを前提として王権に対して各種の奉仕義務を負う」という体制であった。こうした部民制は、部民制よりやや遅れて、六世紀以降に全国的な展開をみせる屯倉とは、端的にいえば大和政権の直轄地のことである。各地の国造の支配領域を割き取る形で、王権はこれを拡大していく。屯倉に関する記事は、『日本書紀』中に多

く見られるが、通説ではこれらを前期屯倉（五世紀以前）・後期屯倉（六世紀以降）に分類している。前期屯倉は、畿内に置かれたものが多いが、後期屯倉になるとこれが全国的規模になつていく。この過程はそのまま大和政権の支配の拡大を反映しているといえよう。

部民制と屯倉制は並行して展開していくが、前者が諸豪族を媒介とする間接的な支配であるのに対し、屯倉制は王権により直接的な支配である点、また前者が人間集団に対する支配（族制的編成原理）であるのに対して、後者は土地支配（領域的編成原理）をその本質とする点で、より直接的な人民支配の形態であるといえる。

こうした屯倉制の特色は、後の律令郡制に帰結するコホリ（評）の制の歴史的前提となるものであった。「屯倉制の展開は、部民制による支配の限界を克服し、新たな国家支配への展望を切り拓く、きわめて重要な歴史的意義を担つたもの」と鎌田氏は評価している。

さてこのトモ制→部民制→屯倉制という時系列において、それぞれの制度の発展に主導的役割を果たした氏族を推定することができる。トモ制は大伴氏、部民制は物部氏、屯倉制は蘇我氏である⁽²³⁾。まさに「大伴」は、多くのトモを所有していたことに由来する氏名で、物部は物部を所有していたことから来る氏名に違いない。これを証するように、両氏族の領有した部は蘇我氏を上回る⁽²⁴⁾。蘇我部の分布が物部・大伴部などと比べて少ないのは、蘇我氏の台頭した時期が六世紀前半ころで、既に部の設置が完了に近づいていた時期にあつていたからであろう。

蘇我氏が実権を掌握した六世紀半ば以降は、新しく屯倉制が進展していく時期にあたる。事実、蘇我氏は自氏の部（蘇我部・ソガ部）よりも、屯倉の拡大

に積極的に貢献していったことが、種々の史料から知られる。早く日野昭氏⁽²⁵⁾

が、「ソガ部との結合のよわさ、あるいはソガ部統率の未熟さ、ないし総じて部民制統御策への低い関心が蘇我氏の権力体制の一つの大きな欠陥でもあつた」とする一方で、「蘇我氏の王権への寄与は、その経済的基盤である屯倉經營に対する貢献においてよくあらわれている。」と述べているのは当を得た指摘といえる。

蘇我氏と屯倉の関わりを示す『日本書紀』の記事は以下である。まず「欽明紀」十六年七月条に、

A 蘇我大臣稻目宿禰・穗積磐^{ワツ}臣等を遣して、吉備の五郡に白猪屯倉を置く。
とある。

翌年七月条には

B 蘇我大臣稻目宿禰等を備前の児島郡に遣して、屯倉を置かしむ。葛城山田直瑞子を以つて田令とす。

とあり、続く同年十月条には

C 蘇我大臣稻目宿禰を倭国の高市郡に遣して、韓人大身狭屯倉〔言ふところは、韓人は百濟なり。〕高麗人小身狭屯倉を置かしむ。紀国に海部屯倉を置く。「一本に云はく。処々の韓人を以て、大身狭屯倉の田部とす。高麗人を小身狭屯倉の田部とす。是は韓人・高麗人を以つて田部とす。故、因りて屯倉の号とす。」

とある。さらに「欽明紀」三十年正月条には、

D 詔して曰く、「田部を量り置くこと、その來ること尚し。年甫めて十余、籍に脱りて課に免る者衆し。胆津〔胆津は王辰爾が甥なり。〕を遣して、白猪田部の丁の籍を検へ定めしむべし。」とのたまふ。

E夏四月に、胆津、白猪田部の丁者を檢へ閱て、詔の依に籍を定む。果たして田部を成す。天皇、胆津が籍を定めし功を嘉して、姓を賜ひて白猪史とす。すなはち、田令に拝し、瑞子が副としたまふ〔瑞子は上に見えたり〕。

とある。蘇我稻目は翌年上くなるが、その子の馬子も屯倉には関わり続ける。「敏達紀」三年十月条には、以下の記事がある。

F蘇我馬子大臣を吉備国に遣して、白猪屯倉と田部とを増益さしむ。即ち田部の名籍を以つて白猪史胆津に授く。戊戌に、船史王辰爾が弟牛に詔して、姓を賜ひて津史とす。

とある。

このうちBは、大和国高市郡の大身狭屯倉と小身狭屯倉、紀国・海部の屯倉の設置記事で、これ以外はすべて吉備の白猪屯倉に関するものである。いずれも蘇我氏が屯倉経営に積極的に関与したことを示す内容である。屯倉との関連をこれほどまで多く史料に残す豪族は他にない。

屯倉制がのちの律令公民制の先駆形態として重視されるのは、「田部」（耕作農民）の「籍」（戸籍）を作成したことにある。戸籍の作成（造籍）はいわゆる個别人身支配の元を為すものであるから、これが一地域に限られたものとはいえ、国内では初めて為された点に大きな意義をみとめることができる。こうした統治技術は当然大陸から学んだものに違ひなく、事実、王辰爾の甥の「胆津」という渡来人が造籍の実務を担当したと記されている。蘇我氏と渡来人の密接な関係のもとに、開発が実行されたのであろう⁽²⁶⁾。

渡来人の関与という点では、倭国（大和国）高市郡の「韓人大身狭屯倉」と「小身狭屯倉」もあてはまる。この二つの屯倉は、前者は、「韓人」（百濟人）、後者は「高麗人」（高句麗人）の技術や労働力を利用して経営されたものであ

った。先に筆者は、単純に蘇我氏の外交を親百済とはいきれない旨を述べたけれども、百済だけでなく、高句麗からの渡来人にもこの氏が強い影響力を有していたことがこの記事から窺えるのである。

この白猪屯倉の史料は、白猪史系統の氏族伝承がたまたま残存し、「日本書紀」の中に採用された例であろう。屯倉経営の実態、とくに造籍の事実まで残している史料はこれ以外にない。全国各地には他にもっと多くの屯倉があり、それらも主として蘇我氏やその配下の渡来人によつて経営されていたとみて差し支えないであろう。

蘇我氏は、これより以前にも朝廷の財政に関わった伝承をもつ。「古語拾遺」雄略天皇段に記される、「蘇我麻智宿禰」が「三藏〔斎藏・内藏・大藏〕」の「検校」を任されたという伝承である。これがどれほど史実を伝えているかは明確でないけれども⁽²⁷⁾、蘇我氏が古くから朝廷の財政に関与してきたことを踏まえているのであろう。『古語拾遺』の所伝にもあるように、その実務を担当したのはやはり渡来人であった。

これらからして、蘇我氏が最初に頭角を現したのは、渡来人を従えての財政の分野においてであつた可能性がきわめて高いのである。

さてこれに関して松本清張は誠に興味深い推察をしている⁽²⁸⁾。清張は、「なぜ朝廷の財政を担当すれば、勢力が増大するのか。」と問う。三藏や屯倉の出納管理を担当した、いわば「朝廷の計理士」であった蘇我氏が、「主家を超える権力をを持つにいたつた理由」は何であつたのか、この点が歴史家によつてまだ明らかにされていないといいうのである。

これに対する清張自身の答えは、「これは蘇我稻目の代から朝廷へ納めるべき各地の屯倉の穀を、帳簿上の操作をさせて私したからである。三藏の出納ま

た然りである。」といふ。当時、帳簿を作成する技術を有していたのは蘇我氏の配下にあつた渡来人しかなく、在來の倭人にはまだその能力がなかつた。

「算盤も文字の読み書きもできない当時の日本人の官吏に、どうして帳簿のチエックができるようか。それができる検査官は帰化人であり、これまた蘇我氏の息のかかつた者である。」

したがつて、蘇我稻目が強大になつた主因は、「朝廷の収入を、渡来人経理係に命じて帳簿収入を粉飾させて公私混同するところにあつた、かんたんにいえば、公金横領と同様であり、その蓄積によって自家を富ませ、その財力によつて勢力を伸張させたのである。」というのがその結論である。

清張らしい鋭い推測である。この着想は、もしかすると憲法十七条の条文にヒントを得ているのかもしれない。第十二条に、「国司・国造、百姓に斂らざれ。國に一人の君非ず。民に両の主なし。率土の兆民は、王を以つて主とす。所任の官司は、皆是王の臣なり。何ぞ敢へて公と百姓に賦斂らむ。」とある。豪族や官人が百姓から徵収した税を私腹に入れていたことへの批判である。

いずれにせよ、蘇我氏はまず財政とくに屯倉制の推進において朝廷に奉仕し、頭角を現したといえる。このことは、まさに蘇我氏の官司的側面を表わすものとことができよう。そしてこの屯倉制は、のちの律令制につながる郡(評)制の前提となるものであつた。この点で言ふと、蘇我氏の推進した屯倉拡大政策は、決して時代の流れに反するものではなかつたはずである。

以上、長々と蘇我氏が大化革新に際して打倒されなければならなかつた理由について、考えてきた。この問題に関し近年の通説といえるのは、石母田正氏の説であつたが、氏の挙げた三點(一)專制への反発、(二)親百済外交の破綻、(三)国内支配体制としての王民制の行き詰まりはいずれも根拠が十分でないこと

が明らかになつた。ではなぜ蘇我氏は打倒されねばならなかつたのであろうか。

この問題はのちに改めて検討するとして、ここでさしあたり確認しておきたいのは、大化革新は単なる王権内部の権力争いではないということである。本稿の冒頭にも記した、評制の施行、冠位の改定、難波宮遷都、官制の改革や、部民制の廃止、畿内制の成立といった改革が、革新後数年間のうちに実行されているのである。こうした大きな国制改革をもたらした蘇我氏の打倒という事件を、我々は矮小化してはならない。そして、単純に蘇我氏を反改革派の旧勢力と捉えるのも正しい態度ではないのである。

第二章 蘇我氏の出自・本貫と國際性

第一節 出自と本貫

蘇我氏の出自は、「古事記」孝元天皇改の武内宿禰後裔系譜に記されている⁽²⁸⁾。

これによると、同氏は武内宿禰の子、蘇我石河宿禰に始まるといわれる。この人物を祖とする氏は蘇我氏のほかに、川辺臣・田中臣・高向臣・小治田臣・桜井臣・岸田臣の全部で六氏である。武内宿禰の後裔氏族は「古事記」中に「二十七氏を数えるが、この六氏は蘇我氏と特に近い親族であったに違いない。この六氏の居住地が、蘇我氏の本拠に近い大和国高市郡と河内石川地方のいずれかに分布していることも、蘇我氏との近縁性を窺わせる。

蘇我氏の出自をめぐっては、大和国高市郡曾我とする説、同国葛城郡とする説、河内国石川郡とする説、ほかに渡来人説もあつて、まだ研究者の間で完全

には一致をみていない。

このうち渡来人説は、百濟官人の「木（も ゑ）滿致」が、五世紀末葉に倭国に渡來したのが蘇我氏の始まりであるとする説で、「履中紀」にみえる「蘇我満智」は、この「木（ゑ）滿致」と同一人物であると考える⁽²⁹⁾。

一時有力な説として注目を集めた蘇我氏渡来人説であるが、史料からは種々疑問が多い。たとえば仮に「木（ゑ）滿致」と「蘇我満智」が同一人物であるとして、なぜ彼は倭国に来てから木氏と名乗らないのであろうか。姓の木（ゑ）は捨てたにもかかわらず、名前の満致（満智）だけは残して、新しく蘇我満致（満智）と名乗つたとするならば、これは誠に奇異である。

また渡来系であることを隠して臣姓を名乗つてゐること自体、そもそも当时のこととしてはありえないことである。当時はほかに倭漢氏や秦氏なども活躍していたから、渡来系であることを隠す必要は全くない⁽³⁰⁾。武内宿禰後裔とする『記・紀』の所伝を捨てて、あえて渡来人説を選ぶ根拠には乏しいと考える。

これらの根拠からさしあたり渡来人説を外したうえで国内三説を検討する

と、河内国石川説⁽³¹⁾は加藤謙吉氏⁽³²⁾や日野昭氏⁽³³⁾の的確な批判があり、成立は難しいであろう。残るのは大和国曾我説、同國葛城説である。この問題は、蘇我氏の出自の問題とも不可分の関係がある。

蘇我氏の出自をめぐっては、五世紀の雄族葛城氏の支流の出身であるとする説⁽³⁴⁾と、葛城氏との同祖関係は後次的なものにすぎないとする説⁽³⁵⁾とがある。前説では当然大和国葛城郡を本貫とし、後説では大和国高市郡曾我を本貫と考える。このうち葛城説では、葛城出身の彼らがのちに高市郡の曾我に移つたと考え、曾我説では元來曾我がこの氏の本貫であつたと考へる。

通例、臣姓豪族の氏の名は、その本貫の地名をとるものであるから、高市郡

の曾我が最も有力なはずであろう。にもかかわらずあえて葛城説が唱えられる

史料的根拠は、「推古紀」と「皇極紀」の記事にある。

「推古紀」三十一年条

冬十月癸卯の朔に、大臣、阿曇連「名を闕せり。」・阿陪臣摩呂、二の臣を遣して、天皇に奏さしめて曰く、「葛城県は、元臣が本居なり。故、その県に因りて姓名を為せり。是を以て冀はくは、常にその県を得て、以て臣が封県とせむと欲ふ。」

「皇極紀」元年条

是歲、蘇我大臣蝦夷、己が祖廟を葛城高宮にして、而して八佾の備を為す。前者は、蘇我馬子が、推古天皇に對して「葛城県」は元は自分の「本居」であり、これによつて自分の姓名も名乗つてゐる。そこで今後長くこの県を得ることによつて、天皇から封ぜられた自らの県としたい、といふのである。この申し出は天皇により断られるが、葛城県が元の「本居」であるという馬子の主張が退けられたわけではない。

このうち、馬子の「姓名」が「その県に因りて」命名されている、というのは一見理解しがたい所伝である。ただ『聖德太子伝暦』（平安時代成立）に「蘇我葛城臣」という人名がみえ、これが馬子と同一人物とみられるので、そのことを指してゐるのであろうとみられてゐる。ただそうであれば、馬子が「蘇我葛城臣」とも名乗つていたことを『書紀』編者は注記すべきであろうが、それがないのはやはり説明が不十分といわざるをえない。おそらくこの記事を最終的に完成させた『書紀』編者自身も、この部分の原史料の意味がよく理解できなかつたのではないだろうか。

後者の記事には、腑に落ちない点が二点ある。ひとつは「祖廟」が日本ではきわめて稀であること。ふたつめは「八角の儀」も日本では他に行われた例がないことである。とりわけ「八角の儀」は、天子だけが行いうるものと『論語』に記されている。そのため、この語は蘇我氏の専横を強調するため、『書紀』編纂段階で造作された可能性が高いであろう⁽³⁵⁾。祖廟を立てたという記事の信憑性も筆者は疑わしいと考えるが、ただこれが「葛城高宮」と地名を特定している点は注意すべきであろう。どこまでが史実に基づいているのかは、にわかには断じがたいにせよ、「高宮」周辺に蘇我氏が「本居」をもつと主張していることは信じていいかもしれない。

この二つの所伝から、推古朝の末年ころの蘇我氏が葛城を自己の「本居」と捉え、それが当時の支配者層におおむね受け入れられていたことは認められる。蘇我氏の出自を葛城氏に求める説は、この所伝を主な根拠としている。

いっぽうこの説の反証になるのが「雄略紀」九年三月条に「蘇我韓子宿禰」という人名が見えること、また「古語拾遺」に雄略朝のこととして「蘇我麻智宿禰」という人物が「三藏〔斎藏・内藏・大藏〕」を「検校」したなどとみえることである。葛城氏が衰退を始める五世紀末よりも以前において蘇我氏の人名が確認できるとすれば、蘇我氏が葛城氏とは別系統の出自をもつ氏であることは明らかであろう。葛城氏と同族関係にあつたとしても、あくまでそれは擬制的なものであつたことになる。

ただ「蘇我韓子宿禰」や「蘇我麻智宿禰」といった人名について加藤謙吉氏は、「〔〕とさら異国風を装つた後世的な作為の跡が濃厚」で、「高麗以前の蘇我氏の世系はすべて石川氏の創出したもの」とみており、実在の可能性は薄いとされる⁽³⁶⁾。

右に述べたように、蘇我氏は真に葛城に発祥する葛城氏支流の氏族なのか、あるいはこうした系譜は擬制的なもので、やはり高市郡の曾我を本居とする氏族なのか、史料の伝えるところ自体が分裂しているため、実態を把握しにくい。

問題は、蘇我とか物部とか大伴といった氏の名が実際に名乗られ始めたのが、六世紀前半ころと推定されている点である⁽³⁸⁾。つまり葛城氏が衰退したあとになつて氏の名が成立したのであり、そのために葛城氏の本流・支流や擬制的な同族などの区別が、この時点ですでに曖昧になつてしまつていたと思われる。蘇我氏の出自系譜が一定していないのも、そのことと関わりがあるのである。蘇我氏の出自系譜が一定していないのも、そのことと関わりがあるのである。

ただ少なくとも六世紀前半には、高市郡の曾我を本居とする、蘇我氏という氏名の雄族が存在していたことは間違いないのである。

第一節 蘇我氏の国際性

前章で筆者は蘇我氏渡来人説を否定したが、しかし蘇我氏に国際的な性格が多々見られることは否定できない。そしてここに蘇我氏の本質があるようと思われる。本章では蘇我氏の国際性を、(一)婚姻関係、(二)渡来人との関係に分けてあとづけていきたい。

先にも言及したように、稻目以前の蘇我氏の人名には渡来系的なものが散見される。

蘇我滿智宿禰——蘇我韓子宿禰——蘇我高麗宿禰

韓子・高麗といった名前が朝鮮的であるのはいうまでもないが、満智も「木(朮)満致」ら朝鮮系の名前と類似する。また「韓子」という名前は、朝鮮系

の混血児をさす普通名詞であるという指摘が「継体紀」二四年条の「吉備韓子那多利」という人名の註記にみえる。

大日本人の人、蕃の女を娶りて生めるを、韓子とす。

これによれば蘇我韓子宿禰も朝鮮系の女性を母とする混血児であることになるが、韓子という名は、「韓」に本来の意味があり、「子」は「中臣鎌子」とか「大伴糠手子」などと同じく、当時の男子名に一般的に付く接尾語であるとする見解もある⁽³⁹⁾。筆者もおそらくそうであろうと考えるが、いずれにせよ「韓」、すなわち朝鮮半島との関わりから命名された名前であることは間違いないであろう。彼が朝鮮系の女性との間に生まれた男子である可能性は否定できないとみられる。

蘇我氏が朝鮮系の女性と婚姻関係を結んでいたことは、「欽明紀」一二三年八月条に記事がある。このとき高句麗征討に派遣された「大將軍大伴狹手彥」が勝利に乗じて宮に乱入し、女性や財宝を略奪した。帰還した狹手彥はこのうち「七織帳」を天皇に献上し、「甲一領・金飾刀二口・銅鏤鍾三口・五色幡二竿・美女媛〔媛の名也。〕并其徒女吾田子」を蘇我稻目に献上したという。稻目は高句麗の宫廷女性を娶つたというのである。

大臣を務めるほどの有力者が朝鮮出身の女性を娶つたというのは他に例がない。稻目と彼女らとの間に子女が生まれたのか、生まれたとすればそれは誰なのか。興味は尽きないが、史料にはそこまでは記されていない。ただここには、

いまこれらの豪族と蘇我氏の関係について詳述する余裕はないけれども、各氏と蘇我氏の関係はそれぞれ異なっていた。次にこの点を少しく検証したいと思う。

すでに推測されているように、五世紀後半から六世紀前半にかけて、倭漢氏は大伴氏の配下にいた。それ以前は葛城氏と連携していたようである。欽明朝の初期に大連大伴金村が失脚した後、倭漢氏と蘇我氏は急速に接近していくものと思われる⁽⁴⁰⁾。

倭漢氏は、五世紀後半ころから飛鳥南部の檜隈地方に定着し、この地方の開發を進めた。その後、六世紀半ばから後半になつて蘇我氏がこの地に進出する。天皇の宮が飛鳥に置かれたのは推古の「豊浦宮」が最初で、六世紀末のことであつた。

馬子の孫の入鹿は、「大臣の児入鹿、〔更の名は鞍作。〕」とあるように、別名を「鞍作」といった。この名前は生母の出身氏族を探つたものである可能性が、

『日本書紀通釈』に指摘されている。この推測が当たつているならば、入鹿の母は止利仏師で著名な渡来系豪族の鞍作氏であることになる⁽⁴¹⁾。確言はできないにしても、その可能性は十分にあろう。入鹿は『藤氏家伝』に「大郎子」という名で記されることから父蝦夷の長子とみられているが、その生母が渡来系豪族の出身である可能性がみとめられるのである。

このように、蘇我氏には渡来系の血統が随分交わっているように見受けられる。しかし塙口義信氏⁽⁴²⁾が述べているように、蘇我氏自身は自らを日本（倭）の在地豪族であると認識していた。ただ渡来系の女性との婚姻を厭わなかつたのは事実のようであり、この点に蘇我氏の国際開明的な性格を現しているようにも見える。

先述したように、蘇我氏の配下には多くの渡来人がおり、活躍していた。なかでも代表的なのが倭漢氏、鞍作氏、船氏である。

蘇我氏が外国の女性と婚姻関係を結ぶのに積極的であったことが窺え、この氏の国際性が現われている。

蘇我氏と倭漢氏の接近を示す史料上の初見は、『元興寺伽藍縁起』所載「元

興寺塔露盤銘」で、ここに法興寺建立の技術者として、百濟から来朝した寺師（寺工）、露盤師（露盤博士）、瓦師（瓦博士）、書人（画工）とともに、かれらを率いた現場監督ともいべき「山東漢大費直」の名が記されている。この「山東漢大費直」は倭漢氏の人物に他ならない。こうした建築・土木事業の監督をこの氏の人物が務めた例は他にもあつて、大化改新後の難波宮造営の長官（将作大匠）に倭漢直荒田井比羅夫が任命されている。

その後、馬子の命を受けて崇峻天皇を殺害した「東漢直駒」の名が「崇峻紀」に現われる。「東漢直駒」は馬子の腹心として、その命を受けてこの暗殺を実行したのであろう。

大化改新のクーデターの直前、蝦夷・入鹿は甘権岡に邸宅を築いた。このとき彼らは、「家の外に城柵を作り、門の傍に兵庫を作る。」「恒に力人をして兵を持ちて家を守らしむ。」「更に家を畠傍山の東に起つ。池を穿りて城とせり。庫を起てて箭を儲む。恒に五十の兵士を將て、身に繞らして出入す。」などとあるように、嚴重なる警戒・武装を施した。その中核にいたのが、倭漢氏であった（「漢直等、全ら二つの門に侍り。」）。

事実彼らは入鹿が殺されたあとも、残る蝦夷を独り守ろうとした。

結局、巨勢德陀臣の説得を受けて抵抗をやめるが、大半の者が改新勢力に回つたなかで、彼らは最後まで蝦夷にくみして戦おうとした。倭漢氏は、渡来系

という出自も影響して外征軍などの將軍に選ばれることはなかつたけれども、蘇我氏の私兵に近いかたちで重要な戦力を形成したのであつた。

倭漢氏が蘇我氏の軍事面を支えたのに対し、鞍作氏は蘇我氏の仏教を支える

役割を果たしたと言うことができる⁽⁴³⁾。日本で最初に出家した僧が、鞍作氏の祖、司馬達等の娘、善信尼、当時十一歳であつた。兄の鞍部多須奈も出家したし、多須奈の息子は仏師として著名な鞍作鳥（止利仏師）である。鞍作鳥は、飛鳥寺（法興寺）の本尊である丈六仏のほか、法隆寺釈迦三尊像など飛鳥仏の多くを造つた。

このほか小野妹子が派遣された遣隋使に「通事」として同行したのが鞍作福利、推古三年四月に僧綱制が創始されたとき、僧正觀勒に次ぐ僧都に任じられたのが鞍部徳積であった。先述したように、入鹿が「鞍作」とも称したことから、鞍作氏は入鹿の生母の出身氏族である可能性が想定されるが、閑晃氏によると、大化改新以降、鞍作氏は史上から姿を消すという⁽⁴⁴⁾。おそらくこの氏は、入鹿・蝦夷と命運を共にしたのであろう。ただ僧侶のなかにこの氏出身の者も多かつたとみられるが、彼らはその後も各寺に住し、仏教界に一定の勢力を維持していたとみられる。

このように鞍作氏を始めとする渡来系諸氏族の協力のもと、蘇我氏の仏教は興隆の途を辿つた。蘇我氏自身も篤い信仰を抱いていたことは、馬子の男子、善徳臣が法興寺の「寺司」に任じられていることでもわかる。この「寺司」は俗官のようであるが、具体的な職掌は、『元興寺伽藍縁起』所引丈六光背銘に「巷哥有（明）脱落か」大臣長子名善徳為領、以建法興寺。

とあるように、飛鳥寺造営事業の「領」、おそらく長官であつたらしい。

「善徳」という名前は、当時としては異質な漢風であり、この前後に「善聰」、

「普通」、「善智聰」、「善智恵」、「善光」といった名前の僧が出家したとの所伝（「崇峻紀」三年是歳条）があることからすると、「善徳」も出家していた可能性が考えられるであろう。

彼が馬子の長子であるとする『元興寺伽藍縁起』所引丈六光背銘の所伝を参考すれば、これはきわめて興味深いことである。

筆者は、のちに中臣鎌足が自らの長子定惠（貞惠）を僧とし、留学のため渡唐させたことを想起する。この渡唐には海外情勢を探らせる意味もあったのではないかと推察されており⁽⁴⁵⁾筆者もこれに同意するが、第一義的には父鎌足の熱心な信仰があることはみとめなければならないであろう⁽⁴⁶⁾。この点、これに遡る馬子の長子の出家も、同じような背景があつたとみられる。馬子の信仰の篤さは、『日本書紀』の種々の伝承にも描かれておりであるが、自らの長子を出家させるという行為に、あらためてその真摯さを見ることができる。

これまで往々にして、聖徳太子の高度な仏教理解と比較して、蘇我氏の仏教は呪術的・現世宗教的な低レベルに留まっていたとする見方が一般的であった⁽⁴⁷⁾。しかし、こうした史料からすると、馬子や蝦夷の仏教理解は決して皮相なレベルに留まるものではなかつたといえるのではないだろうか。一族の善徳や彼らが深い交流をもつた僧正觀勒や僧都鞍部德積などから、様々な知識を得ていたに違ひなかろう。蘇我氏と聖徳太子を対照的に捉え、前者は善、後者は悪とする通念は超剋しなければならないと考える。

蘇我氏と密接な関わりをもつた渡来系豪族としてもうひとつ指摘したいのが、王仁の後裔を称する西文氏・葛井氏・津氏・船氏である。これらいわゆる王仁後裔氏族については、古く井上光貞氏の名論⁽⁴⁸⁾がある。このうち西文氏に関しては、『古語拾遺』に「蘇我麻智宿禰」が「三藏（斎

蔵・内蔵・大蔵）」の「検校」を任された際、その出納を秦氏が、「簿」の「勘録」（帳簿の記録）を東西の文氏、つまり倭漢氏と西文氏とが担つたと記されている。ただ当該記事については、その信憑性に疑問がもたれており、慎重な検討が望まれよう。

このうちまず葛井氏と津氏に関しては、前掲の白猪屯倉に関する『日本書紀』の記事に、蘇我氏との結びつきが見出される。これらの屯倉は蘇我稻目が吉備に派遣され設置を指導したものとされるが、設置後十数年を経て、「籍」に漏れ、課役を免れる田部が多いために、「王辰爾」の甥にあたるという「胆津」を遣して、「白猪田部の丁の籍を検定」させた、という記事であった。「天皇、胆津が籍を定めし功を嘉して、姓を賜ひて白猪史とす。」とあるように、その功が認められて「胆津」は白猪史という姓を賜る。これがのちの葛井氏である。津史の成立については、「敏達紀」三年十月条に記載がある。「船史王辰爾が弟牛に詔して、姓を賜ひて津史とす。」とあるのがそれである。これらの氏は、蘇我氏の支配下、屯倉内の造籍に大きな役割を果たしたことが評価されて、賜姓されたものといえよう。

船氏と蘇我氏とのつながりは、「皇極紀」四年六月条、乙巳の変によって蝦夷が滅ぶときの記事にみえる。かつて聖徳太子と馬子とが「共に議りて」「録した」という、「天皇記・国記」を蝦夷は焼こうとしたのだが、「船史惠尺」が焼かれる「国記」を取り出して、中大兄皇子に献上したとされる。

蘇我臣蝦夷ら、誅せられるに臨みて、悉に天皇記・国記・珍玉を焼く。船史惠尺、即ち疾く焼かる所の国記を取りて、而して中大兄に奉獻す。

関晃氏は、「天皇記・国記」の編纂は聖徳太子・馬子の死後も継続し、皇極朝には蘇我蝦夷の下で船史惠尺がその撰修にあたつていたのである、と推測

している⁽⁴⁹⁾。

聖德太子と馬子の共作とされる「天皇記・国記」の編纂記事は「推古紀」二八年是歲條に記されているが、『書紀』には翌年一月に聖德太子が亡くなつたと記されている。馬子が亡くなるのはさらにその五年後だが、二人の死後は蝦夷が編纂事業を引き継いだのであろう。その下で實際の撰修にあたつていたのが、船史恵尺であつたとみられる。

同族の西文氏・葛井氏・津氏が、帳簿や戸籍の記録を職掌として朝廷に仕えたように、船氏は史書の筆録を以つて貢献したのである。こうしたところに彼らの眞面目が現われているといえよう。

かつて岸俊男氏は、「飛鳥戸」「春日戸」「橘戸」といった「某戸」を名乗る渡来系豪族が河内国安宿郡・高安郡に多いことを指摘し、そこからこれらの郡は朝鮮系の渡来人集団を戸に編成して定着させたのであると推定した⁽⁵⁰⁾。葛井氏や津氏の本貫が安宿郡の西に隣接する古市郡であることを考え合わせると、安宿郡・高安郡の渡来人の編籍を行なつたのも、葛井氏や津氏である可能性が浮上しよう。かれらは蘇我氏の指揮の下、これらの行政実務を行なつたに違いない。

ここまで、蘇我氏の配下にあつて大いに活躍した渡来系豪族三氏・倭漢氏・

鞍作氏・西文氏へを選んで、それぞれの果たした役割について考察した。

このうち倭漢氏は蘇我氏の事実上の私兵として活動し、蘇我氏の進める建築・土木事業にも主導的役割を果たした。また自氏から多くの僧侶を輩出し、仏教興隆にも貢献した。鞍作氏は、善信尼や鞍部多須那など最初期の僧侶を輩出し、鞍作鳥が仏像の製作を一手に受けた。西文氏・葛井氏・津氏・船氏といった王仁後裔氏族は、蘇我氏の下で官僚的な役割を担い、とくに屯倉の拡

大や屯倉内の編籍、史書の編纂に貢献した。

思い切つて単純化すれば、倭漢氏は軍事と土木と仏教、鞍作氏は仏教と仏像製作、王仁後裔氏族は行政官僚と、分類することができようか。

大陸の先進文明を身につけていた彼らの能力は、当時の倭人（日本人）系の豪族たちと比較すれば、はるかに卓越していたに違いない。蘇我氏の比類なき権勢は、こうした渡来人の優れた能力の上にあつたといつていいだろう。

倭漢氏は乙巳の変で入鹿が殺害され、

中大兄、即ち法興寺に入りて、城として備ふ。凡て諸皇子・諸王・諸卿大夫・臣・連・伴造・国造、悉に皆隨侍り。

という状況でもなお武装し、蝦夷とともに戦おうとしていた。しかし先にも述べたように結局、巨勢徳陀臣の説得を受けて抵抗をやめる。

その後、「天武紀」六年六月条に、倭漢氏は天武天皇からこれまでに犯した七つの不可について、厳しい叱責を受けた。

東漢直等に詔して曰く、「汝らが党族、本より七つの不可を犯せり。是を以つて、小墾田御世より近江朝に至るまで常に汝らを謀るを以つて、事を為す。今、朕の世に当たりて汝らの不可の状を將責めて、以つて犯に隨ひて罪すべし。

結局、倭漢氏は罪を許されるのであるが、ひとつの氏が過去の罪まで遡つてこれほどまでの叱責を天皇から受ける例はほかにない。彼らが小墾田御世（推古朝）より近江朝（天智朝）までに犯した七つの不可とは何なのであろうか。七つまで数えるのはむずかしいが、さしあたり崇峻天皇の殺害や、乙巳の変に際し蘇我氏につこうとしていたことなどが挙げられよう。このふたつの「不可」は、いずれも蘇我氏との関係から出てきたものであつた。蝦夷や入鹿の事実上

の私兵として仕えてきたことを責められているのは、間違いないとみられる。

ここでもうひとつ想起される所伝がある。大極殿において蘇我入鹿が中大兄皇子らに斬殺された現場に遭遇した、古人大兄皇子が漏らしたとされる言葉である。

古人大兄、見て私宮に走り入りて、人に謂ひて曰く、「韓人、鞍作臣を殺しつ。〔韓の政に因りて誅せらるを謂ふ。〕吾が心痛し。」即ち臥内に入りて、門を杜して出づ。

古来、謎とされてきた所伝で、いろいろに解釈されてきた⁽⁵⁾。『書紀』編者の付したと思しき註には、「韓の政に因りて誅せらるを謂ふ。」とあるが、「韓の政」が何を指しているのか曖昧で要領を得ない。おそらく『日本書紀』編纂段階で、すでに意味がわからなくなつてしまっていたのだろう。

筆者はこの所伝を以下のように解する。鞍作臣（入鹿）を殺したという「韓人」とは、倭漢氏のことであろう、と。それは「春秋の筆法」的な因果関係の捉え方であつて、もちろん「韓人」が本当に入鹿を殺したわけではない。蘇我氏が滅ぼされた原因を作つたのは倭漢氏であり、だから倭漢氏が殺したもの同然だというのである。

何故かといえば、先述したようにこれまで蘇我氏を最も支えてきたのは倭漢氏であった。むしろ主人である蘇我氏が、配下の倭漢氏に依存してきたといつてもいい。実態からいえば、蘇我氏あつての倭漢氏といつても過言ではない。乙巳の変前夜、蝦夷・入鹿が甘樺岡に邸宅を築き、嚴重なる警戒・武装を施したとき、その中核にいたのは、先にも述べたように倭漢氏の軍であつた。彼らは入鹿が殺されたあとも、敢然と新政府軍に応戦しようとした。王權を恐れない倭漢氏の先鋭な姿勢が目に付く。

天武朝になつて、「七つの不可」を責められているのも、こうした倭漢氏の不敵な姿勢についてであろうし、それに対する反感が他の諸豪族のなかに広がつていたことも推察される。

これらからすると、蘇我氏が打倒された遠因を作つたのは倭漢氏だという解釈が、一面において成り立つことが理解されよう。古人大兄の「吾が心痛し。」という発言は、臣下の突出が主家の破滅を招いた、皮肉な結果を指しての感想ではないかと考える。

第二章 蘇我氏の盛衰とその背景

第一節 蘇我氏の台頭と仏教

蘇我氏が六世紀中ごろから台頭していく背景に何があつたのか、『日本書紀』には明確に記されていないため、種々の議論がある。安閑・宣化と欽明の二朝並立状態のなかで、欽明を支援したことが功績となつたとする説もあるが、二朝並立説自体に疑いがあるため、支持することは難しい。筆者は旧著に記したように、難航した繼体天皇の大和進出の実現に貢献したことが認められて台頭したのではないかと推測している⁽⁶⁾。ただこれも決定的な決め手があるわけではなく、今後もなお検討が必要であろう。

雄略の崩後、王位継承争いが激化し混乱を来たしていた大和王權は、六世紀始めに誕生した繼体系の新王統が安閑・宣化と引き継がれた欽明朝ごろになつて、ようやく權力を回復し始める。蘇我氏が勃興するのはちょうどこのころで

ある。蘇我稻目が始めて『日本書紀』に名を現わすのが、『宣化紀』元年条の「大臣」就任の記事であった。

稻目は欽明天皇に堅塙媛・小姉君と二人の妃を送り、天皇家の外戚としての地位を固めた。百濟王からもたらされた仏教の受け容れに独り熱心だったのも、稻目である。また稻目は、配下にいた渡来人を駆使して屯倉の拡大に大きく貢献し、財政の充実にめざましい実績をあげた。欽明朝の王権は、稻目との連携によってようやく長い混迷から抜け出し、安定化の方向へ向かうことができたといつていいであろう⁽⁵³⁾。

稻目は欽明朝の末年に亡くなるが、次の馬子の代になつて、最大のライバルであった物部氏を滅ぼした。『日本書紀』などでは、物部氏は仏教伝来に反対する仮敵として描かれており、この戦争に蘇我氏が勝利したことによつて飛鳥寺の建立が始まつたと記されている。ここでは物部氏の打倒が、仏教によつて正当化されているのである⁽⁵⁴⁾。

推古朝に完成した飛鳥寺は、本来は蘇我氏の氏寺であつたが、長い造宮の過程で国家的寺院としての権威も備えるようになつた。それも蘇我氏を母方にもつ天皇が、用明・崇峻・推古と三代約四十年にわたつて続いたからである。日野昭氏が当時の王権を「蘇我氏親族王権」と名づけているのは、まさに当を得た表現といえよう⁽⁵⁵⁾。

推古朝以後、宮は飛鳥周辺に定着していくが、この地の開発は倭漢氏が最初に行なつたものを蘇我氏が拡大し、飛鳥寺を建立するなどして事実上の首都に仕立て上げたのであつた⁽⁵⁶⁾。首都としての飛鳥、そしてそこに栄えた仏教文化は、いざれも倭漢氏の蒔いた種を蘇我氏が花開かせ、最後にそこに天皇が招致されるかたちで稔りを遂げた。天皇が蘇我氏に依存し、蘇我氏が倭漢氏に依

存したさまが、飛鳥文化発展の過程に集約されているとさへいえよう。

「推古紀」三二年条には、この年までに造られた寺院の数を「四十六所」と記している。発掘調査の成果によると、この数字はほぼ実数を表しているらしい⁽⁵⁷⁾。仏教伝来から飛鳥寺の造営までには半世紀ほどの期間を要したが、その後は短期間のうちに多くの寺院が造られた。なぜかくも短期間のうちにこれほど多くの寺院が造営されるようになったのであらうか。

上川通夫氏⁽⁵⁸⁾は、この時期の「仏教の受容主体」を、国政の合議体を構成する畿内有力豪族、すなわち「大夫層」であると考える。「大夫層」が氏寺を建立することによつて氏単位の結束を固める狙いがあつたこと、および「大夫層」が共に各氏寺で法興寺（飛鳥寺）を中心とする戒律儀式を実施する体制を創出することによつて、氏の枠を超えた中央支配者集団の結束を固める狙いがあつたものと考えるのである。要するに、仏教が「大夫層」の結束を固めるうえで重要な役割を果たす意味があつたというのであらう。

加藤謙吉氏⁽⁵⁹⁾は、飛鳥寺建立後の中央豪族の仏教信仰には、政治・仏教両面において他をはるかに凌駕する優位性を確立した蘇我氏への追随の意味があつたと説く。蘇我氏の下に権力が結集する政治体制下では、蘇我氏との関係の親疎が中央豪族の浮沈に結びつく。そのため中央豪族たちはこぞつて氏寺を建立して、自己の仏教への熱意を表明したのである、と述べている。

本郷真紹氏⁽⁶⁰⁾は、政治の実権を掌握した蘇我氏が、天皇を凌ぐ宗教的権威を獲得するため、新たな外来の宗教を導入しようとして、仏教興隆を進めたのではないか、とみている。同氏は、大化革新の背景には、これまで蘇我氏が掌握していた仏教興隆の主導権を天皇家の手に奪い取ることによつて、「旧態依然とした宗教的権威のみに依存するのではなく、儒教・仏教といった外来の

思想を核に、新体制の樹立を図らねばならない」、といった意識が天皇家の側にあつたものと考えている。

松本清張も蘇我氏の仏教受容の背景について論じている⁽⁶¹⁾。彼は、仏教が最初に大和南部の渡来人（倭漢氏や鞍作氏など）に信仰されたのは、「倭国におけるかれらが少数であつたために宗教によるほかなかつことと、その民族を超えた平等性がよろこばれたからである。」とする。また「土着の日本住民も、長いあいだ豪族支配の下で苦しんでいたから、階級の区別のない平等性の仏教に精神的な安らぎをおぼえたのである。」という。そして蘇我氏が勢力を伸ばしたのは、「仏教推進政策によつていわゆる帰化人からも下層民衆からも広範な支持を獲得した」からであると結んでいる。いずれも傾聴すべき見解であろう。

さて筆者は、蘇我氏の仏教受容について以下のように考えている。欽明朝に百済から仏像や經論がもたらされたのは、百済側からの働きかけによるものであつて、倭国の側にとくに仏教を必要とする状況があつたわけではなかつた。伝来を拒否しなかつたのは百済との友好関係を維持するため、欽明朝の段階では仏教の本質はまだ理解されておらず、在來の神祇信仰との違いも明確に区別されていなかつた。そのため、仏像や經論はとりあえず欽明から稻目に下賜されただけで終わつた。

『日本書紀』には明記されていないが、『元興寺伽藍縁起』によると敏達天皇は排仏を行なつたらしい⁽⁶²⁾。このころになつて、仏教の本質が異宗教として理解され始めたとみられる。また蘇我氏と物部氏が仏教受容の可否をめぐつて対立したと『日本書紀』は記述しているが、日野昭氏が考証しているよう⁽⁶³⁾に、その本質は政権内の権力争いであつて、宗教対立は一次的な問題にすぎな

いとみられる。

蘇我氏が仏教興隆に積極的だったのは、元来國際派で渡来人らと親しく、自身の中にも大陸の血が入つてゐることから、外来宗教に特に抵抗がなかつたこともあるであろう。またこれまで在來の神祇信仰が大王はじめ各豪族に至るまで、支配の拠りどころとなる思想・宗教であつたのに対し、新しい外来の宗教を導入することで、新たな権威を創出しようとすると考えるもあつたであろう。最初は排仏を行なつて天皇家も、用明や推古のように蘇我氏を母方にもつ天皇が現われて以後、仏教にかなり好意的になつていた。「蘇我氏親族王權」といわれるほど蘇我氏と天皇家とが親密であつた推古朝においては、仏教はさながら国家的宗教の様相を呈してゐたであろう。その中核にあつたのが飛鳥寺であつた。諸豪族が競つて寺院を築いたのも当然といえる。

第二節 蘇我氏はなぜ滅ぼされたか

大化の革新（乙巳の変）の背景に何があつたのか、蘇我氏はなぜ滅ぼされたか。最後にこの問題に帰り、現時点での私見をまとめておきたい。

第一に、他の古代の政変・戦乱と同じくこのクーデターの底流には、王位継承問題があつたとみられる⁽⁶⁴⁾。舒明天皇が崩じたあと妻の皇極が即位したのは、古人大兄皇子・山背大兄王・中大兄皇子と有力な候補者が何人もいて、誰に決めてもその後にしこりが残りそうなためであつた。皇極は問題を先送りするため暫定的に立てられた、生前譲位が前提の天皇であつた。

皇極二年十一月、山背大兄王が蘇我入鹿らによつて滅ぼされた段階で、次期王位継承者は古人大兄皇子と中大兄皇子の二人に絞られ、あとは皇極がこの二

人のどちらに王位を譲るかが焦点になつていて。しかし客観的な情勢は、蘇我氏が推していた舒明の長子、古人大兄皇子に有利であつたろう。古人大兄の母

は、蘇我馬子の娘であつたから、かれは蝦夷の甥にあたる。しかも皇極の子、中大兄皇子はまだ十九歳で、即位には少し早かつた。

皇極としてはもう数年時間を稼いでから我が子に譲位するつもりだったのであろうが、蘇我氏からの圧力は日増しに高まつてきていた。蝦夷・入鹿が甘権岡に邸宅を築き、倭漢氏の兵を動員して軍備を増強したのは、皇極らに対する威嚇であろう。蝦夷・入鹿が皇極に対し、古人大兄に譲位するよう求めるのは時間の問題であつた。我が子中大兄に譲位したい皇極としては、かなり追い詰められた状況であつたとみられる。その前に先手を打とうというのが、中大兄派の起こしたクーデターの真相であつたろう。後ろ盾である蘇我氏を失つた古人大兄皇子は失脚し、皇極は弟の孝徳に譲位した。

結果的に中大兄ではなく孝徳が立てられたのは、中大兄の年齢がまだ弱年であつたからで、いざれは孝徳から中大兄に譲位する約束があつたのであろう。『日本書紀』には、入鹿が皇位を篡奪しようとしていたとの所伝（「鞍作、天宗を尽くし滅ぼして、日位を傾けむとす。豈、天孫を以つて鞍作に代えむや。」）という中大兄の言葉もみられるが、これは改新政府によるフレームアップ（でっちあげ）とみられる。長期的な展望は別として、蝦夷・入鹿が当面もくろんでいたのは、古人大兄の即位であつたに違いない。「古人大兄天皇」と蘇我氏による両頭政治を行なおうとしていたのであろう。

大化改新が単なる王位継承争いでないことは、先に述べたとおりである。孝徳天皇・中大兄皇子・中臣鎌足らの新政権は、評制の施行、冠位の改定、難波宮遷都、官制の改革等の改革、部民制の廃止や畿内制の成立等の政策を次々と

実行した。こうした政策を立案した新政権のプレーンが、唐からの帰国留学生である国博士・僧旻⁽⁶⁵⁾と高向玄理であった。ふたりは乙巳の変以前から、中大兄皇子や中臣鎌足と交流があつたと伝えられる。隋唐に長く留学した彼らの知識が新政権に大いに採用されたのであつた。

しかし僧旻には、中大兄皇子や中臣鎌足以上に、親しかつたとみられる人物が他にいる。蘇我入鹿である。僧旻は、改新時も飛鳥寺の寺主（寺院運営の責任者）を勤めた僧であるから、元来改新勢力より蘇我氏に近い立場の人物であった。

『藤氏家伝』には以下の逸話が語られている。

嘗て群公子、咸く旻法師の堂に集ひて、周易を講ぜらる。大臣後に至り、鞍作起立す。抗礼して俱に坐す。講おはりて將に散らむとす。旻法師、擊目して留め、因りて大臣に語りて云ふに、「吾が堂に入る者、宗我大郎に如くはなし。但し、公、神識奇相にして、實にこれ人に勝れり。願はくは深く自愛せんことを。

ここには、入鹿が僧旻の開く私塾において最も優秀な学生であつたことが記されている。『日本書紀』にはない、きわめて貴重な所伝である。僧旻はここで『周易』、すなわち『易經』を青年貴族層に講じていた。なぜ僧である彼が仏典ではなく儒教經典を、しかも易を講じていたのか、様々な推測が可能であろうが、ここでは触れないでおく。

彼はこの私塾で、長年の留学生活で得た知識・経験を青年豪族層に伝えたであろう。隋唐の律令や最新の政治制度についても講じたに違いない。その彼の講義を最もよく理解した生徒が、入鹿なのである。

山背大兄王の襲撃を「諸王子」に説得した際の入鹿の言葉をもう一度ふりか

えりたい。

今まさに天子（舒明）崩殂して、皇后朝に臨むも、心必ずしも安からず。
焉くんぞ乱なきや。外甥の親を忍ばず、以つて国家の計を為さんや。

不安定な皇極暫定政権に代わって、早急に本格政権を樹立すべきである。そのためには不満分子である山背大兄王を、親族の情を断ち切つて肅清しなければならない、と彼は説く。非情・暴虐の誇りは覺悟したうえで、敢然とこの挙を実行したのだろう。そこまでして実現を期した古人大兄の即位後に、果たして如何なる政策を行なうつもりだったのであろうか。推測するのもむずかしいが、新政権が元来蘇我氏に近かつた僧旻を政策立案者に登用しているところからすると、入鹿の政策と中大兄皇子の政策には大きな差はなかつたのではないかと思われる。

ただ、改新政権が行なつた飛鳥から難波京への遷都や、天皇を頂点とする新たな冠位制などは、蘇我氏にはできなかつたことであろう。自らが開発した飛鳥を離れるという選択肢は彼らに全くなかつたであろうし、冠位十二階では蘇我馬子は聖徳太子とともに特別扱いを受け、冠位授与の対象から除外されていた⁽⁶⁶⁾のが、大化の冠位では大臣も授与の対象になつてゐるのはやはり蝦夷・入鹿⁽⁶⁷⁾きあとだからこそ実現したことであろう。

しかし屯倉を全国に拡大したかの如き評（郡）制⁽⁶⁸⁾であるとか、部民制の廢止、畿内制の成立などは蘇我氏でも十分できた政策であるし、事実先述したように改新以前から蘇我氏によつて進められてきた政策であつた。

直木孝次郎氏が、「内政改革の推進は、日本でも避けられない問題であつた。その主導権を、古人大兄皇子を擁する蘇我蝦夷・入鹿父子がとるか、中大兄皇子を奉ずる中臣鎌子（藤原鎌足）が先んずるか。政局はきわめて微妙であつた。」、

「いずれの手に指導権がにぎられても、唐にならつた政治が指向されたと思われる。」⁽⁶⁹⁾と述べているのは、まさに正鶴を射ていると思われる。第一章で述べたとおり、外交政策に改新前後で大きな変化があつたようにはみえないこともその傍証といえよう。

ただ蝦夷・入鹿を滅ぼした結果実行された施策は、従来以上に天皇権力を隔絶したものにし、豪族の官僚化を推し進めるものであつた。先に触れた難波宮遷都や大化の新冠位制などはそうした政策を実現させるためのものといえる。この点では、やはり改新以前と以後とで違いは認められよう。

こうした天皇権力強化の方向は、舒明朝以後次第に顕在化しつつあつたようである。用明・崇峻・推古までの蘇我系の天皇に代わつて即位した舒明は、元來蘇我氏とは姻戚関係をもたない敏達—押坂彦人大兄皇子の王統の出身であつた⁽⁷⁰⁾。即位にあたつて蘇我蝦夷の支援を受けたために、蝦夷とあからさまに対立することはなかつたけれども、蘇我氏の桎梏から自立していくとする指向は随所にみられる。自ら百濟大寺の造営を企てたり、天皇陵のみの墳形として八角墳を造営したりしてゐるのが、その例である。この流れのなかに大化改新は位置づけられるであろう。

つまり、共に唐制を模範にした国政改革を指向していた点では大差なかつたものの、蘇我氏と天皇との両頭政権体制を企てていた入鹿に対し、天皇権力をすべての面で諸豪族から隔絶したものに高めようとしたのが、大化政権の眼目であつたと考えられるのである。

大極殿で入鹿を殺害した中大兄皇子らは、すぐに飛鳥寺に籠つた。そこへ知らせを聞いた諸王族・諸豪族たちが次々と集つた。

中大兄、即ち法興寺に入りて、城として備ふ。凡て諸皇子・諸王・諸卿大

夫・臣・連・伴造・国造、悉に皆隨侍り。

蘇我氏の氏寺であつた飛鳥寺を占拠し、そこを「城」として蝦夷と一戦交える備えをしたのである。大半の王族・豪族がここに參集していくのを甘権岡の邸宅から見下ろした蘇我蝦夷は、從容として敗北を悟つたことだろう。これによつてクーデターの成功は固まつた。

大化元年八月、新政權は「大寺」（飛鳥寺であろう）に僧尼を呼び集め、詔を発した。かつて最大の仏教外護者であつた蝦夷・入鹿を滅ぼした新政權が、今後どのような姿勢で仏教に臨むのか、注目されたところであろう。長文であるため、その内容を段落に分けて要約する。

A 鈴明天皇十三年に百濟聖明王から仏教が伝えられたとき、群臣はこれに同意しなかつた。しかし蘇我稻目のみがこれを信じたので、天皇は稻目にその法を奉らせた。

B 敏達天皇の世に、馬子は父稻目の意思を継いで仏教を崇めた。しかし余臣は信じず、この教えは滅びようとした。そこで天皇は馬子にその法を奉らせた。

C 推古天皇の世に、馬子は天皇の為に（飛鳥寺の本尊である）丈六の繡仏・

丈六の仏像を造つた。そして仏教を顕揚して、僧尼を恭敬した。

D 朕は更にまた仏教を崇め、大いなる道を照らし啓こうと思う。

E そこで、沙門猶大法師・福亮・惠雲・常安・靈雲・惠至・寺主僧旻・道登・惠隣・惠妙を以つて十師とする。別に惠妙法師を以つて百濟寺の寺主とする。この十師は、僧侶たちをよく教え導いて、仏教の修行を必ず法の如く行わせよ。

F およそ天皇から伴造に至るまで、造営中の寺で造ることができなくなつて

いるものは、朕が皆助け作らせよう。

G 今、寺司と寺主とを任命する。諸寺を巡行して僧尼・奴婢・田畠の実態を調べ、すべて報告せよ、とのたまつた。

H こうして、来自臣と三輪色夫君と額田部連甥を以つて法頭とした。これまで多く論じられてきた史料である⁽²⁰⁾が、A～Cの仏教興隆の歴史を回顧する前段と、それを受けて新政府の仏教政策を表明する後段とに分けることができる。注目したいのは、前段において蘇我氏の仏教興隆に果たした役割を認め、高く称揚していることである。Dに明示されているように、後段にはその役割を天皇が蘇我氏に代わつて継承・発展していくことという意思がみられる。蘇我氏を倒した新政府が、なぜこのような詔を発したのであろうか。

先に述べてきたように、大化以前において仏教界は蘇我氏の強い影響下にあつた。飛鳥寺が最高の格式をもつた寺院であり、その造立を発願した蘇我氏は、仏教界最大の外護者に他ならなかつた。松本清張が喝破したように、仏教は民族や身分を超えた平等性・普遍性があつた。渡来人と婚姻関係を結び、配下に倭漢氏や鞍作氏、西文氏・船氏・葛井氏などを有して、外来先進文明を積極的に攝取する国際性が、蘇我氏にはあつた。

この点は新政府でも認めざるをえない。今後、飛鳥寺を頂点とする仏教界との関係を如何に作つていくか、新政府は難しい対応を迫られたであろう。

A～Cに蘇我氏と天皇家が共に仏教を守り、飛鳥寺本尊の製作にあたつた歴史がふりかえられているのは、新政府が蘇我氏の仏教を否定するわけではなく、飛鳥寺を頂点とする仏教界と友好関係を築いていく意思をもつてていることを表しているのだろう。十人の僧侶を十師に任命しているのも、未完成の寺院造営の援助を表明しているのも仏教界との関係修復のためであり、いわば彼ら

を懷柔するためといつてもいい。

しかし、A～Cにみられるような蘇我氏を評価する歴史認識は、蘇我氏を逆賊として誅滅した事実とはそぐわないのも事実である。この点、どのように考えればいいのだろうか。

たとえば、クーデター成功直後の大化元年条を参照したい。ここでは蘇我氏のことがかなり悪し様に罵倒されている。

己卯、天皇・皇祖母尊・皇太子、大槻の樹の下に、群臣を召し集めて、盟曰はしめたまふ。「天神地祇に告げて曰く、「天は覆い地は載す。帝道唯一なり。而るに末代澆薄にして、君臣序を失へり。皇天手を我に仮り暴逆を誅殄せり。今共に心血を瀝づ。而して今より以後、君は政を二つにせず、臣は朝に式なし。若しこの盟に式むかば、天災いし、地妖す。鬼誅し、人伐たむ。いちじるしき」と日月の如し。」

（天皇・皇祖母尊・皇太子が、大槻の樹の下に、群臣を召し集めて、盟つて曰く。）

「天神地祇に告げて曰く、「天は覆い地は載す。帝道は唯一なり。しかし末の代となつてこのことが人の心から薄らいでしまい、君臣の秩序が失はれた。そこで皇天が我が手を仮りて、暴逆を誅滅した。今共に心血をしたたらせた。今より以後、君は政を二つにせず、臣は朝に一心をもたない。もしこの盟に背くがあれば、天は災いし、地は妖す。鬼が誅し、人を伐つであろう。明らかなことは日月の如し。」

ここには、(一)かつてあつたはずの君臣の秩序が失われたこと、(二)そこで天帝（皇天）の意思によつて暴徒蘇我氏を滅ぼしたこと、(三)今後、天皇は政権を分裂させず、臣下も朝廷に一心をもたないと誓うこと、(四)もしこの盟約を破つた

ら、天は怒り、その者に対し災いを下すであろう、といったことが記されている。

この誓盟にみられるのは、中国伝来の儒教的な天命思想である⁽¹⁾。すなわち、天の支配者たる天帝が天下の統治を皇帝に委任し、もしその統治に満足であれば祥瑞（縁起のいい象徴）を降すが、逆に不満があれば災異を降し、警告を発する。警告にも拘わらず悪政が改まらない場合は、ついに天帝の命が革まる、すなわち易姓革命が起きるという思想である。

この誓盟では、「皇天手を我に仮り、暴逆を誅殄せり。」「若しこの盟に式むかば、天災いし、地妖す。鬼誅し、人伐たむ。」といった表現に、天命思想の影響が顕著に見出せる。要するに新政府は、天命思想によつてこのクーデターを正当化しているのである。

ただここには、中国史書などにみられる本来の「革命」とは異なる点もある。それは、クーデター以前の『日本書紀』の記事のどこにも蘇我氏を誅滅せよ、との天命が降つたとは記されていないことである。「皇極紀」には確かに蘇我氏の「專横」を示す記事が散見されるし、クーデターの前兆のような祥瑞とも災異ともとれる記事が豊富にみられる。しかし、蘇我氏の誅滅を天が中大兄らに命じたという記事はどこにもない。「皇天手を我に仮り暴逆を誅殄せり。」と言つているのは、クーデターののちのことである。蘇我氏を誅滅した理由も、「皇極紀」には「天宗を尽くし滅ぼして、日位を傾けようとした」ということ、当該の誓盟文においても君臣秩序を乱したということに尽きており、蘇我氏を誅滅せよとの天意があつたとは記していない。

これらから推測されるのは、天命思想は蘇我氏誅滅を正当化する論理として、あくまでクーデター後に新政府によつて持ちだされたものであろう、ということ

とである。天命思想自体は、改新以前から僧尼などによつてすでに流布されていたとみられている。ただ、この思想が蘇我氏打倒を正当化するイデオロギーとして利用されるのは、クーデター成功後のこととみられるのである。

では、なぜ儒教的な天命思想が蘇我氏誅滅を正当化する思想として、持ち出されたのであろうか。たとえば先に述べたように、かつて蘇我氏が物部氏を滅ぼしたとき、それを正当化する論理として持ち出されたのは、仏教であった。仏教受容に反対する仏敵物部氏を蘇我氏が滅ぼし、そののちに飛鳥寺や法隆寺が建立されたという筋書きが、おそらく四天王寺などの仏家から生み出され、それが『日本書紀』に記されたのであった。

しかし何度も繰り返すように、蘇我氏は仏教界最大の外護者であった。この点、物部氏とは全く事情が異なる。そのため蘇我氏を否定するには、結局のところ仏教以外の思想が必要だった。それも在来の民族信仰ではなく、身分や地域を超えた普遍性のある政治思想でなくてはならない。儒教に基づく天命思想が持ち出されてきたのはそのためであると、筆者には思われる。

天命思想は、その後、大化から天智朝ころまでかなりさかんであった⁽²⁾。白い雉が祥瑞として孝徳天皇に献上され、これに因んで「白雉」と改元されたこと、天智天皇の和風諱号⁽³⁾が「天命開別天皇」であることなどを、『日本書紀』から知ることができる。大化革新を支える重要なイデオロギーであつたといつてよいであろう。

しかし壬申の乱を経た天武朝以降、こうした中国思想によつて政権を正当づける思想は衰退し、神話的な万世一系の皇統觀に基づくイデオロギーが主流となつていく。天帝の意思による革命を肯定する点が、日本律令国家によつて忌避されたのではないか、と考えられる。

以上、縷々検討してきたが、蘇我氏が滅ぼされた直接の原因となつたのは、皇極の後継をめぐる皇位繼承争いであつた。しかしそれに加えて舒明朝以来の天皇權力強化の方向性が、蘇我氏の支配体制と齟齬したことも原因となつた。

クーデターに成功した新政権は、儒教的な天命思想によつて蘇我氏の誅滅を正当化したが、仏教界に対する蘇我氏が仏教興隆に果たした役割を評価し、これを継承していくことを表明した。このようなのちの経緯からも、改新以前の蘇我氏の存在の大きさが窺えるのではないだろうか。

以上、まだ考えの至らぬ点や論じ残した点も多いけれども、これらはのちの課題とし、ひとまず筆を置きたい。

(1) 松本清張『古代史疑』（一九六六年）。

(2) 松本清張『清張通史』全六巻（一九七八年）。

(3) 松本清張『清張通史』第五巻、二〇七ページ（前掲）。

(4) 松本清張『清張通史』第五巻、二四二～二四四ページ（前掲）。

(5) 門脇楨一『大化革新』史論 上下（一九九一年）。

(6) 鎌田元一『律令公民制の研究』（一〇〇一年）、吉川真司『律令国家の形成』（日本史講座第一巻『東アジアにおける国家の形成』、一〇〇四年）など。

(7) 坂本太郎『大化革新の研究』（坂本太郎著作集）第六巻、一九八九年）。

(8) 井上光貞『大化革新と東アジア』（井上光貞著作集）第五巻、一九八六年）、

『飛鳥の朝廷』（「日本の歴史」第三巻、一九七四年）。

（9）石母田正『日本の古代国家』（一九七一年）。

（10）吉田孝『古代國家のあゆみ』（『大系日本の歴史』、第三巻、一九八八年）。

（11）吉田孝『日本の誕生』（一九九七年）。

（12）熊谷公男『大王から天皇へ』（「日本の歴史」、第三巻、二〇〇一年）。

（13）亀井輝一郎『上宮王家と中大兄皇子』（『日本書紀研究』第十五巻、一九八七年）。

（14）佐藤信・沖森卓也編『藤氏家伝』（一九九九年）。

（15）日野昭『蘇我氏と天皇家』（『古代天皇のすべて』、一九八八年）。

（16）田村円澄『聖德太子』（一九六四年）、井上光貞『推古朝外交政策の展開』

（『井上光貞著作集』一九八六年）など、聖德太子の親新羅路線への転換を

強調する見解もあるが、聖徳太子は平和主義者という先入観を脱して史料をみれば、聖徳太子が新羅攻撃を支持していたことは明らかであろう。

（17）関晃『推古朝政治の性格』（『関晃著作集』、一九九七年）。

（18）堀敏一『東アジアの中の古代日本』（一九九八年）もこの説をとる。

（19）池田温『斐世清と高表仁』（『東アジアの文化交流史』、一九九八年）。

（20）拙稿『僧叡と蘇我氏』（『仏教史学研究』第三七巻二号、一九九三年）。

（21）西本昌弘『東アジアの動乱と大化革新』（『日本歴史』第四六八号、一九八七年）、森公章『倭國から日本へ』（『日本の時代史』第三巻、『倭國と東アジア』、二〇〇一年）。

（22）鎌田元一『律令公民制の研究』（前掲）。

（23）日野昭『六世紀における氏族の動向』（『末永雅雄先生米寿記念論集』、坤、一九八五年）。

（24）加藤謙吉『蘇我氏と大和王権』（一九八四年）。

（25）日野昭『蘇我氏の部民支配』（『日本古代氏族伝承の研究』一九七二年）。

（26）榮原永遠男『白猪・児島屯倉に関する史料的検討』（『日本史研究』第一六〇号、一九七二年）。

（27）松本清張『清張通史』第五巻、二三四ページ（前掲）。

（28）日野昭『武内宿禰とその後裔』（『日本古代氏族伝承の研究』）。

（29）門脇禎一『蘇我氏の出自について』（『日本のなかの朝鮮文化』第十二号、一九七二年）。

（30）加藤謙吉『蘇我氏と大和王権』（前掲）。

（31）黛弘道『古代国家と蘇我氏』（『古代を考える 蘇我氏と古代国家』、一九九〇年）。

（32）加藤謙吉『蘇我氏と大和王権』（前掲）。

（33）日野昭『蘇我氏と天皇家』（前掲）。

（34）加藤謙吉『蘇我氏と大和王権』（前掲）、『大和の豪族と渡来人』（二〇〇一年）。

（35）塚口義信『蘇我氏は渡来系の豪族か』（別冊歴史読本『続謎の歴史書 古事記・日本書紀』、一九八七年）。

（36）日野昭『神祇』二六二ページ（『日本古代氏族伝承の研究』）。

（37）加藤謙吉『大和の豪族と渡来人』（前掲）。

（38）平野邦雄『大化前代社会組織の研究』（一九六九年）。

（39）佐伯有清『貴族文化の発生』（岩波講座『日本歴史』第三巻、一九七五年）。

（40）関晃『帰化人』（一九五六年）。

（41）塚口義信『蘇我氏は渡来系の豪族か』（前掲）。

(42) 倭漢氏については、関晃「倭漢氏の研究」(『関晃著作集』一九九七年)、日

野昭「倭漢氏の伝承の成立」、「雄略紀における倭漢氏の伝承」(『日本古代

氏族伝承の研究』続編、一九八二年)、加藤謙吉「大和の豪族と渡来人」

(前掲)などに言及されている。

(43) 鞍作氏については、関晃「帰化人」(前掲)、日野昭「仏教」(『日本古代氏

族伝承の研究』)参照。

(44) 関晃「帰化人」(前掲)。

(45) 直木孝次郎「定惠の渡唐」(『古代の窓』、一九八一年)。

(46) 横田健一「藤原鎌足と仏教」(『白鳳天平の世界』、一九七三年)。

(47) 田村円澄「飛鳥仏教の歴史的評価」(『日本仏教史』一、飛鳥時代、一九八

二年)など。

(48) 井上光貞「王仁の後裔氏族と其の仏教」(『日本古代思想史の研究』一九八

一年)。

(49) 関晃「帰化人」(前掲)。

(50) 岸俊男「日本における「戸」の源流」(『日本古代籍帳の研究』)。

(51) 石母田正「日本の古代国家」四八〇四九ページ(前掲)、山尾幸久「古代の

日朝関係」三九五〇三九六ページ(一九八九年)などに言及されている。

(52) 拙稿「繼体天皇と五、六世紀の王統」(『繼体天皇と古代の王権』一九九九

年)。

(53) 日野昭「六世紀における氏族の動向」(前掲)。

(54) 日野昭「物部氏との対立」(『日本古代氏族伝承の研究』)。

(55) 日野昭「推古朝は「蘇我氏親族王権」か」(別冊歴史読本『続謎の歴史書『古事記』・『日本書紀』、一九八七年)。

(56) 和田萃「飛鳥」(一〇〇三年)。

(57) 石田茂作「飛鳥時代寺院址の研究」(一九三六年)、森郁夫「日本古代寺院

造営の研究」(一九九八年)。

(58) 上川通夫「ヤマト国家時代の仏教」(『古代文化』四六巻四号、一九九四年)。

(59) 加藤謙吉「中央豪族の仏教受容とその意義」(『論集日本仏教史』第一巻、一九八九年)。

(60) 本郷真紹「仏教伝来」(『古代を考える 欽明朝と仏教伝来』、一九九九年)。

(61) 松本清張「清張通史」第四巻、八七〇八九ページ(前掲)。

(62) 日野昭「敏達朝の仏教伝承についての一考察」(『龍谷大学論集』第四三一

号、一九八八年)、蘭田香融「東アジアにおける仏教の受容と伝来」(『関西

大学東西学術研究所紀要』第二二号、一九八九年)。

(63) 日野昭「物部氏との対立」(前掲)。

(64) 拙著「女帝と譲位の古代史」第四章(一〇〇三年)。

(65) 僧旻については、拙稿「僧旻と蘇我氏」(前掲)、「僧旻とその周辺」(『仏教

史研究』第三三号、一九九七年)で若干の考察を試みた。

(66) 黒弘道「冠位十二階考」(『日本律令国家成立史の研究』、一九八一年)、井

上光貞「冠位十二階とその史的意義」(『日本古代国家の研究』、一九六五年)。

(67) 鎌田元一「律令公民制の研究」(前掲)。

(68) 直木孝次郎「官人制の展開」(『飛鳥奈良時代の考察』、一九八一年)。

(69) 蘭田香融「皇祖大兄御名入部について」(『日本書紀研究』第三冊、一九六

八年)、平林章仁「敏達天皇系王統の広瀬郡進出について」(『日本書紀研究』第十四冊、一九八七年)、塚口義信「茅渟王伝考」(『堺女子短期大学紀要』第二五号、一九九〇年)。

- (70) 一葉憲香「古代仏教思想史研究」（一九六二年）、日野昭「大化の仏教対策」
〔国学院雑誌〕第七一巻十一号、一九七〇年）、近年では本郷真紹「律令国
家の仏教政策」（一九九九年）で言及されている。
- (71) 中国の天命思想については、日原利国「漢代思想の研究」（一九八六年）、
板野長八「儒教成立史の研究」（一九九五年）など参照。
- (72) 関晃「律令国家と天命思想」（『関晃著作集』）、早川庄八「律令国家・王朝
国家における天皇」（『天皇と古代国家』、一九八七年）。

平成十六年七月三十一日発行

第五回松本清張研究奨励事業研究報告書

編集・発行 北九州市立松本清張記念館

北九州市小倉北区城内二番三号

電話 ○九三一五八二一一七六一

印刷・製本
(株)ゼンリンプリントックス

松本清張研究奨励事業

第7回

募集要項

一、趣旨

時代を見つめ続けた松本清張の文学を研究することは、今後の時代の進むべき方向性と私たちの生きていく指針を見出すことにもつながります。このような視点から、清張の作品や人物像についての研究活動を推進し、歴史や社会の事象の深層を追求する精神を継承していくため、松本清張夫人ナヲ様のご厚意により創設しました。

二、対象

ジャンルを問わず、松本清張の作品や人物像を研究する活動や、松本清張の精神を継承する創造的かつ斬新な活動（調査、研究等）で、これから行おうとするもの。年齢、性別、国籍は問いません。ただし、未発表に限ります。個人または団体も可。

三、内容

入選者（団体）に二〇〇万円を上限とする研究奨励金を支給します。金額は企画内容を検討して決定します。

四、応募規定

今後取り組みたい調査・研究テーマ等の内容が具体的にわかる企画書、予算書など（様式は自由、ただし日本語）を、平成十七年三月三十一日までに応募してください。

五、選考

松本清張記念館内の選考委員会により選考します。

六、発表

審査終了後、審査結果を直接通知します（六月末頃）。なお、入選者には開館記念日（八月四日）に、北九州市で贈呈式を行います。

七、その他

採用された企画は翌年の六月末日までに実施成果を報告していただきます。また、成果品である研究論文、報告書等は記念館が刊行予定の研究誌に掲載することがあります。成果品にかかる著作権等諸権利は、北九州市に帰属します。

八、応募先

〒八〇三一〇八一三 北九州市小倉北区城内二番三号
TEL〇九三（五八二）一二七六一 FAX〇九三（五六二）一三〇三